

用語集

【あ行】

● ICT

(Information and Communication Technology)

日本語では「情報通信技術」と訳され、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

● 雨水浸透施設

雨水流出を抑制するため、雨水を地中に浸透させる浸透管(浸透トレンチ)、浸透ますなどの施設のこと。

● エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組のこと。

● NPO (NonProfit Organization)

民間非営利団体。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

● AI (Artificial Intelligence)

人工的に作られた知能を有するソフトウェアやシステムのこと。

● 延焼遮断帯

地震に伴う市街地での火災の燃え広がりを阻止するため、道路、河川、公園、鉄道などと、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路や救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。

● オープンスペース

都市における緑地(公園、運動場など)や空地など、建物等がなく子供の遊び場や地域における交流の場としても使える空間のこと。

● オープンハウス

自由に入退場ができる会場において、まちの将来像などのパネル展示を行うもの。市職員が来場者に対してパネルの説明をしたり、来場者からの質問や意見を聴取するなど、誰でも気軽に参加できる説明の手法。

【か行】● 崖線^{がいせん}

河川や海の侵食作用でできた崖地の連なり。本市では、国分寺崖線、府中崖線があり、高低差10mから30m程度の範囲で連なっている。

● 旧耐震基準

昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。

なお、新耐震基準は、昭和56年6月1日に導入された耐震基準で、建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度5強程度)に対しては構造体を無害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度6強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

● 狭あい道路

道路幅が4mに満たない道路。「狭あい道路拡幅整備事業」は、建築基準法第42条第2項に定められた道路を4mに拡幅する事業である。住宅の建て替え等の際に、道路の中心から2m後退してもらい、市が道路として拡幅整備している。

●緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。

●景観協定

景観法に基づき、良好な景観を形成するために、土地所有者等がその全員の合意によって、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途等に関する基準や、緑化に関する事項、屋外広告物に関する基準について定めた協定。

●建築協定

建築基準法に基づき、住宅地としての環境を維持するために、土地所有者等がその全員の合意によって、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準について定めた協定。

●減災

あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする取り組み。

●コワーキングスペース

個人事業者や在宅勤務が許可されている会社員など、場所の縛りが無い環境で働いている人たちが実務を行うことのできるスペース。

【さ行】

●災害時要配慮者

高齢者、障害のある人及び乳幼児等で災害時に特に配慮を要する人。

●再生可能エネルギー

有限な資源である化石エネルギーでなく、太陽光や風力などの自然界に常に存在するエネルギーのこと。

●シェアオフィス

複数の人や事業者で一つのオフィス空間を共同で使用すること。またその場所。

●シェアサイクル

自転車を共有し、必要なタイミングで必要な分だけ自転車を利用できる仕組みのことをいい、借りた駐輪施設とは異なる駐輪施設にも自転車を返却できることが特徴。

●市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在して環境の悪化した市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

●指定管理者制度

多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法の改正により創設されたもの。この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間企業・NPO等を含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。本市では、生涯学習センター、市民活動センター等に導入している。

●自転車ナビマーク

自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示したもの。

●住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、消費者による住宅性能の相互比較が可能になるよう性能の表示基準を設定するとともに、客観的に性能を評価する第三者機関を設置し、住宅の品質・性能の確保を保っている。

●住宅履歴情報

住宅がどのようなつくりで、どのような性能があるか、また、どのような点検、修繕、リフォームが実施されたか等の記録を保存、蓄積したもの。

●スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリアなどから乗り降りができ、ETCを搭載した車両に限定して通行可能としているインターチェンジ。

●生産緑地

生産緑地法に基づき、市町村が都市計画の中で定める農地。市街化区域内にある農地等で、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当な効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること等の条件に該当する一団の農地等。

なお、生産緑地地区の買取申出開始時期を10年間延長したものを特定生産緑地という。

●生物多様性

あらゆる種類の生き物が様々な環境で、相互につながりあいながら存在していること。

●総合危険度

東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年おきに実施している「地震に関する地域危険度測定調査」において測定し、公表している指標の一つで、建物倒壊危険度及び火災危険度を合わせた危険性を測定したもの。

●Society 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

【た行】

●地区計画

都市計画法に基づき、地区の目指すべき将来像を設定し、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かなルールを定める制度。

●DID(人口集中地区)

国勢調査において、調査地区を市区町村単位に人口密度によって、都市的な人口集中地区と農村的な非人口集中地区に区分しているもの。具体的には①原則として人口密度1平方キロメートル当たり4,000人以上の調査区が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が5,000人以上(調査時点で最新の国勢調査)を有する地域。

●田園住居地域

平成29年4月に可決された都市緑地法等の一部を改正する法律案により、都市計画法に基づき新設された用途地域の一つで、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

● 透水性舗装

道路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ浸透させる機能を持った舗装。

● 特定緊急輸送道路

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路で、緊急輸送道路のうち、すべての第一次緊急輸送道路及び地域防災計画に基づき災害時の区市町村本部を設置する区市町村庁舎との連絡や他県の第一次緊急輸送道路との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路。

● 特別用途地区

都市計画法で定める地域地区の一つ。用途地域が定められている一定の区域において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。

● 都市基盤

道路網、鉄道、河川・運河、上下水道、エネルギー供給施設などの生活・産業基盤や、学校、病院、公園などの公共施設。

● 都市計画区域

都市計画法で「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域」として、都市計画を定める区域のこと。

● 都市計画公園

都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定める公園。

● 都市計画道路

歩行者や自動車等の交通路としてはもちろん、防災空間(火災の広がりや道路空間で遮断)、環境空間(風通し、明るさ、開放感等を確保)及び収容空間(下水道や電線等を埋設)しての機能を併せ持つ、都市計画により決定された道路のこと。

● 都市施設

都市計画法第11条1項に規定されている、道路公園、下水道等、都市の生活や生産活動のためにみんなが共同利用する施設のこと。都市計画ではこれらの施設を都市基盤としてとらえ、それぞれのまちにふさわしい位置、規模、構造を検討する。このほか、供給処理施設としての上水道やごみ焼却場、教育文化施設としての学校や、図書館、医療福祉施設としての病院や保健所等がある。

● 都市農地

主に市街化区域内における農地を指す。

● 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき定められた区域で、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。通称イエローゾーン。

●土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき定められた区域で、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。通称レッドゾーン。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【な行】

●農業公園

市民と農業とのふれあいや都市農業PRを目的とした公共施設。

●農の風景育成地区制度

都市部において比較的まとまった農地や屋敷林などが残り、特色ある風景を形成している地域について、区市町が、将来にわたり風景を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災などの緑地機能を持つ空間として確保する地区。

【は行】

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

●バリアフリー

障害のある人や高齢者等が、生活を営むうえで支障がないように、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的な障壁を除去すること。

●ヒートアイランド

都市部にできる局地的な高温域。郊外に比べて都心部ほど気温が高く、島のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)現象と呼ばれている。原因として、ビルや道路等に日中吸収された太陽熱の夜間放出や、冷暖房排熱、自動車排熱等が挙げられている。

●ビッグデータ

膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけでなく、非定型でリアルタイムに増加・変化するという特徴がある。

●PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。本市では、市民会館・中央図書館複合施設(ルミエール府中)を整備する際に、PFIを導入し、民間事業者が設計、建設、資金調達、管理、運営の一部を行い、公共サービスの提供をしている。

●PDCA

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続(定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進する。

●府中市地域まちづくり条例

府中市地域まちづくり条例は、市・市民・事業者の協働により、住みよいまちづくりを実現するための制度として、平成15年9月に制定し、平成16年1月1日から施行した条例。

●ボトルネック

事業を行う上で、最も経営資源の確保が難しい箇所あるいは実施が難しい箇所のこと。河川、通路等では流量の妨げとなっている箇所のこと。

【ま行】

●まちづくり誘導地区

府中市地域まちづくり条例に基づき、次の地区の中から、まちづくりを誘導するために市長が指定する地区。①「府中都市計画マスタープラン」の地域別まちづくり方針において重点的な都市の整備が必要とされる地区、②法に基づく都市計画施設の整備にあわせて総合的な都市の整備が必要とされる地区、③法に基づく都市計画事業の施行地区及び周辺地区。

●モビリティ

「移動手段」や「動きやすさ」などを意味する。次世代モビリティ（新たなモビリティ）とは、超小型化や自動運転などの技術革新などで進化した移動手段。

【や行】

●屋敷林

屋敷の建っている敷地内にある、林のこと。一般には、防風や防雪の目的で建物の周りに設置されたものをいう。

●優先整備路線

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において必要性が確認された都市計画道路のうち、今後10年間（平成28年度から令和7年度まで）で優先的に整備すべき路線として選定された路線。

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力などに関わらず、はじめから多くの人が利用可能なように、都市や環境をデザインすること。

【ら行】

●ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信、物流網など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備。

府中市都市計画に関する基本的な方針

(府中市都市計画マスタープラン)

発行日：令和4年2月

発行：府中市都市整備部計画課

〒183-0056 東京都府中市寿町1丁目5番地

電話番号 042(335)4335

メールアドレス tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp
